

第10回京都市ごみ収集業務評価推進会議

日時：平成27年3月20日（金）

午後1時30分～午後3時

場所：京都ホテルオークラ 金剛

報告事項

- 1 ごみ収集処理業務の更なる改革策について（資料4）
- 2 本市の取組状況について
（資料5，資料6－1，資料6－2，参考資料）
- 3 平成26年度「京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査」結果について
（資料7－1，資料7－2，資料8）

協議事項

平成26年度の業務履行に対する評価

〔配布資料〕

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 京都市ごみ収集業務評価推進会議委員名簿 |
| 資料2 | 京都市ごみ収集業務評価推進会議の公開に関する要領 |
| 資料3 | 京都市ごみ収集業務評価推進会議開催要綱 |
| 資料4 | ごみ収集処理業務の更なる改革策 |
| 資料5 | まち美化事務所などにおけるごみ減量の取組について |
| 資料6－1 | 「平成25年度の業務履行に対する評価・意見書」 |
| 資料6－2 | 「平成25年度の業務履行に対する評価・意見書」に対する本市の取組状況について |
| 資料7－1 | 「京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査」結果（概要） |
| 資料7－2 | 〃（本編） |
| 資料8 | 回答結果の分析（直営と委託の比較） |

〔参考資料〕

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正について

京都市ごみ収集業務評価推進会議委員名簿

氏 名	役 職 等
あらき やすこ 荒木 泰子	市民公募委員
きくち けんたろう 菊池 健太郎	あずさ監査法人公認会計士
こじま かずよし 小島 一芳	市民公募委員
たかはし かつこ 高橋 かつ子	市民委員（京都市ごみ減量推進会議理事）
なかい あゆむ 中井 歩	京都産業大学法学部准教授
はく かんじゅん 朴 康 濬	市民公募委員
むらせ かつこ 村瀬 克子	市民委員（京都市地域女性連合会常任理事）

(五十音順，敬称略)

◆ 事務局

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

京都市ごみ収集業務評価推進会議の公開に関する要領

（趣旨）

第1条 京都市ごみ収集業務評価推進会議（以下「評価推進会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例、京都市市民参加推進条例施行規則及び京都市ごみ収集業務評価推進会議開催要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議の公開）

第2条 評価推進会議は、原則として公開する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（公開の方法等）

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 評価推進会議は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

（傍聴することができない者）

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の機器から音を発生させないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前3条の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 市長は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

4 市長は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、評価推進会議の公開に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年11月15日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 京都市ごみ収集業務評価委員会の会議の公開に関する要領は、廃止する。

京都市ごみ収集業務評価推進会議開催要綱

（趣旨）

第1条 本市の家庭ごみ収集業務の実施の状況について、市民サービスの向上の観点から点検及び評価を行うに当たり、幅広く意見を求めるため、京都市ごみ収集業務評価推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

（委員）

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長の指名等）

第4条 市長は、委員のうちから会議の会長を指名する。

2 会長は、会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、京都市環境政策局において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 京都市ごみ収集業務評価委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく京都市ごみ収集業務評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。

- 4 この要綱の施行の際現に旧委員会の委員長である者は、施行日に第4条第1項の規定により会長に指名されたものとみなす。

ごみ収集処理業務の更なる改革策

平成 2 6 年 9 月



目 次

はじめに	1
1 これまでの取組と更なる改革の必要性	1
(1) ごみ収集業務の改善に向けたこれまでの取組	
(2) 更なる改革の必要性	
(3) 「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」の意見	
2 改革に向けた基本的考え方	5
(1) 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と民間事業者、 市民との協働による最も効果的かつ効率的な体制の構築	
(2) 多様化する市民ニーズへの対応	
(3) 更なるごみ減量の推進	
3 改革策における取組	6
(1) 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と効率的な体制の 構築	
(2) 市民目線での行政サービスの提供	
(3) ごみ収集処理業務を担う職員の育成	
(4) 委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立	

【はじめに】

この改革策は、これまで本市が取り組んできたごみ収集処理業務の改善、改革の取組を発展させ、さらに効率的で、社会のニーズに的確に対応することのできる、持続可能で柔軟かつ機動的な業務執行体制の確立を目指して、取りまとめたものである。

ここで掲げている具体的な取組については、10年程度の中期的なスパンのものであり、スピード感を持って、着実に推進することはもとより、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、進化させていく。このため、今後、必要な時期において、改革策の見直しや取組の更なる深掘りを検討することとする。

なお、ここで、「ごみ収集処理業務」とは、一般廃棄物のうち主に家庭ごみの収集、運搬、焼却・再資源化等の適正処理、最終処分及びごみ減量に向けた施策の実施に係る業務を、「ごみ収集業務」とは、家庭ごみの収集、運搬に係る業務を示している。

1 これまでの取組と更なる改革の必要性

(1) ごみ収集業務の改善に向けたこれまでの取組

本市では、平成18年8月に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」や平成20年12月に策定した「京都市ごみ収集業務改善実施計画」等に基づき、ごみ収集業務の50%民間委託化や随意契約の見直し等のより効率的な契約手法の導入、まち美化事務所の再編といった取組を着実に推進してきた。

○ ごみ収集業務の委託化の推進

ごみ収集業務の委託率は、平成18年度の26.2%から平成26年度には46.8%に達し、平成27年度当初には計画どおり50%民間委託化を達成する。

○ ごみ収集体制の効率化

収集体制については、プラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大（平成19年度）に伴う業務増に対応しつつも、この間の家庭ごみ量の減少を上回るペースで削減してきた。

【家庭ごみ量】

28.9万トン（18年度）→23.6万トン（25年度） <△18.3%>

【収集班数】

258班（18年度）→188班集体制（25年度以降） <△27.1%>

○ まち美化事務所の再編

収集体制の効率化を踏まえて収集区域の見直しを行い、まち美化事務所を11か所から7か所へ再編した。

○ 技能労務職員の削減（作業長級以上の職員を除く。）

これらの取組の結果、環境政策局の技能労務職員については、平成18年度の999人から平成26年度には568人へと、431人、率にして43.1%の削減を行い、目標年次である平成29年度に50%の削減を達成する。

○ ごみ収集経費の削減

ごみの収集運搬に係る直接経費の推移を試算すると、平成18年度の約94億円から、平成25年度の約54億円へと、年間約40億円の経費削減を実現している。

○ クリーンセンター（ごみ焼却施設）の削減

クリーンセンターは、平成16年度以前は、5工場体制でごみの焼却処理を行っていたが、有料指定袋制の導入や事業ごみの削減策など、間断ないごみ減量施策の推進により、平成25年度からは3工場体制に移行することができた。これにより新たなクリーンセンターの建設費用だけでなく、毎年の維持・運営経費を削減できた。

- ・ 1工場当たりの建設費 約400億円
- ・ 1工場当たりの維持・運営経費 年間約10億円

○ エコまちステーションの設置

平成22年度に、全区役所・支所内に、地域における環境行政の拠点として、まち美化事務所の出先機関であるエコまちステーションを設置し、まち美化業務員等を環境共生推進員として配置することで、ごみ減量に係る相談、啓発をはじめとした環境に関する業務全般を行うとともに、ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）や資源物の移動式拠点回収事業を開始するなど、きめ細かなサービスの提供を進めてきた。

○ 「京都市ごみ収集業務評価推進会議」の設置

平成20年度に「京都市ごみ収集業務評価推進会議」を設置し、市民サービスの観点から、ごみ収集業務の点検・評価を継続的に行い、その結果をフィードバックすることで、業務の改善や、人材育成と職員の意識改革による組織の活性化等にも積極的に取り組んできた。

【主な取組の成果】

取 組	成 果
ごみ収集業務の委託化の推進	26.2%（18年度） → 46.8%（26年度） ＜20.6%増加＞ 【27年度に50%委託化】
ごみ収集体制の効率化	258班（18年度） → 188班（26年度） ＜70班，27.1%削減＞
まち美化事務所の再編	11か所 → 7か所（22年4月～23年10月） ＜目標の8か所を上回り実施＞
技能労務職員の削減 (作業長級以上の職員を除く。)	999人（18年度） → 568人（26年度） ＜431人，43.1%削減＞ 【29年度に50%削減】
より効率的な契約手法の導入	随意契約を見直し，収集業務の委託は，入札で業者を選定するとともに，複数年契約を導入（21年度～） （入札による契約単価の低減率は平均28.7%）
ごみ収集経費の削減	約94億円（18年度） → 約54億円（25年度） ＜年間約40億円，42.5%削減＞
クリーンセンター（ごみ焼却施設）の削減	5工場体制 → 3工場体制（25年度～） ＜1工場当たり建設費約400億円，維持・運営経費年間約10億円を削減＞
エコまちステーションの設置	地域における環境行政の拠点として，全区役所・支所内にエコまちステーション（14か所）を設置（22年度）
「京都市ごみ収集業務評価推進会議」の設置	市民サービスの観点から，ごみ収集業務の点検・評価を継続的に実施（20年度～）

(2) 更なる改革の必要性

こうした取組の結果，平成20年度から毎年度実施している「ごみ収集業務に関するアンケート調査」の結果をはじめとして，ごみ収集処理業務に対する市民の評価は着実に向上してきたほか，財政的にも非常に大きな効果を得ているところである。

これまでの計画に掲げてきた取組は，目標年次での確実な達成を見込んでいるところではあるが，これを改善・改革の終着点とするのではなく，ごみ収集処理業務全般において，引き続き，徹底した行財政改革に間断なく取り組みながら，公衆衛生の維持はもとより，市民との協働によるごみの減量やリサイクル推進の取組を加速させ，更なる市民サービスの向上と経費節減を図る必要がある。

(3) 「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」の意見

こうした認識の下、今後のごみ収集業務の進むべき方向性を議論していただくため、平成25年5月に、学識経験者や市民等で構成する「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。6回にわたる検討会議においては、

- ・ ごみ収集業務の現状や課題、緊急時における課題等
- ・ ごみ減量・リサイクルの現状や課題、市民との共汗による取組等
- ・ 徹底した行財政改革の視点による公民の役割分担、組織や人材育成等の3つの論点に沿って議論が重ねられた。

平成26年3月には、次のとおり、検討会議の「意見まとめ」が行われた。

今後のごみ収集業務の在り方に関する意見まとめの要旨

- ① 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務については、京都市が責任を持って、確実に履行すべき。
- ② その体制については、必要最小限度とするものとし、「民間にできることは民間に」という基本方針に従い、更なる委託化を検討すべき。
- ③ 委託化に当たっては、中長期の視点で目標を定め、計画的に取り組むとともに、進捗状況を適宜点検、検証し、柔軟に対応すべき。
- ④ 必要最小限の体制の下で、求められる職員の育成や組織の新陳代謝に努めるべき。

（参考）京都市ごみ収集業務の在り方検討会議委員

中井 歩 （京都産業大学法学部准教授）

福岡 雅子（大阪工業大学工学部准教授）

○本多 滝夫（龍谷大学法科大学院教授）

村瀬 克子（京都市地域女性連合会常任委員）

横井 康 （公認会計士）

※ 敬称略，○は会長

2 改革に向けた基本的考え方

今後、超高齢化や生産年齢人口減少などの人口動態の変化により、福祉、介護、医療などの社会的コストの上昇や労働力市場の変動のほか、新たな市民や社会のニーズの生起なども予想される。本市のごみ収集処理業務においては、こうした社会経済情勢の変化に留意しつつ、更なる経費節減と質の高いサービスの提供を徹底して追求することにより、将来にわたり持続可能で柔軟かつ機動的な業務実施体制を確立していくことが求められている。

こうした基本認識の下、検討会議の意見を踏まえ、次の3つの考え方を基本に、更なる改革策を取りまとめた。

(1) 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と民間事業者、市民との協働による最も効果的かつ効率的な体制の構築

- 災害発生時等不測の事態における対応や委託業務の管理監督、収集運搬計画等の企画立案といった、公衆衛生の維持の根幹に関わる業務について、本市が責任を持って、サービスを提供できる執行体制を確保する必要がある。
- 一方で、ごみ収集処理業務全般にわたり、最小の経費で最大の効果を得ることができるよう、最も効果的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。
- 効率化を進めていく中であっても、業務水準を維持向上させ、市民の安心、安全を確保していくために、市職員の「現場力」の向上による直営体制の精鋭化を図るとともに、民間事業者の力と「市民力」、「地域力」を最大限活用することのできる体制を構築する。

(2) 多様化する市民ニーズへの対応

- 超高齢化などの社会経済情勢の変化に伴い、ごみ収集処理業務に関しても、ごみの排出の支援など福祉分野をはじめとした市民ニーズが増大しており、今後も様々な分野で新たなニーズが生起することが予想される。
- これまでの業務改革の取組を通じて、業務の効率性が大きく改善した一方、新たなニーズに対応し得る余地が小さくなってきている中で、さらに柔軟な業務執行体制の構築と職員の育成を通じて、真に必要とされるサービスのより効果的かつ効率的な提供に努める。

(3) 更なるごみ減量の推進

- 3R（リデュース，リユース，リサイクル）の推進によるごみの減量は，資源の有効利用に資するだけでなく，環境負荷の低減につながるものであり，環境保全の観点からも全力で取り組むべきである。さらには，前述のとおり，ごみの減量を通じた，収集，運搬，焼却・再資源化等の適正処理，そして最終処分という一連の流れの中での経費節減効果は極めて大きいことから，財政的視点からも徹底的にごみの減量は推進すべきものである。
- このため，ごみ収集処理業務については，発生したごみの処理に係る一連の業務だけでなく，ごみ減量の取組も含めた業務として総合的に捉えるべきであり，こうした観点から，本市職員の能力開発と業務の質的充実を図るとともに，地域との協働による施策の充実により，一層のごみの減量を推進する。

3 改革策における取組

(1) 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と効率的な体制の構築

① ごみ収集業務

本市が市内の各収集区域において，公衆衛生の維持の根幹に関わる業務を責任を持って遂行できるための体制を確保しつつ，計画的に効率的な体制の構築を進め，10年後の平成36年度に，ごみ収集業務の7割を民間委託により実施することを目指す。

また，本改革策を着実に実行しつつ，民間協働の進展を見据えたうえで，必要な時期に，更なる委託化率の引上げも視野に計画の見直しを検討する。

項 目	26年度		36年度	...
ごみ収集業務				

② クリーンセンター業務

ごみの焼却等を行っているクリーンセンター業務に関して、作業・整備計画の企画立案や持込ごみの検査・指導などの業務について、本市が責任を持って遂行できるための体制を確保しつつ、構内関連施設の維持管理業務の委託化など、運営体制の効率化をさらに拡充していくとともに、平成28年度から、焼却プラントの運転監視業務を適切に遂行できる事業者へ段階的に委託する。

項 目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
クリーンセンター業務	 ○運営体制の効率化推進 ○運転監視業務委託化					

(2) 市民目線での行政サービスの提供

① 燃やすごみの完全午前収集の実現

現在、一部を午後に実施している燃やすごみの収集について、ごみ量の削減を図るとともに収集作業の改善を進めることにより、平成28年度から、完全午前収集を実現する。

項 目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
燃やすごみの完全午前収集の実現	 ○実施準備 〔ごみ量削減、収集作業改善〕 ○燃やすごみの完全午前収集実施					

② まごころ収集等のごみ収集サービスの充実・拡大

ごみの排出が困難な世帯に対する支援サービスとして実施しているまごころ収集等について、効率的な実施体制を維持しつつ、市民ニーズを踏まえたサービスの充実・拡大を図っていく。

また、市民へのごみ減量の啓発や相談を更に充実・推進するとともに、コミュニティ回収の拡大等、地域団体と連携した取組の推進や、資源ごみの巡回回収の充実など、地域との協働により市民のごみ減量や分別排出の機会を拡充する。

項 目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
まごころ収集等のごみ収集サービスの充実・拡大	 ○サービスの充実・拡大の検討、実施					

(3) ごみ収集処理業務を担う職員の育成

① 職員の任用制度の再構築

ごみ収集処理業務は、発生したごみの収集処理にとどまらず、発生抑制などのごみの減量の取組も含めて総合的に推進する必要がある、こうした業務の高度化に対応できる能力・知識を有した職員の厳格な能力実証に基づく任用に向けた検討を行う。

また、新たな任用制度の下、公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制を確保するため、職員構成の年齢バランスの改善、ノウハウの継承、職場の活性化の観点から、必要最小限の職員の採用を検討する。

② 人材育成計画の策定・推進

ごみ収集処理業務を最も効果的かつ効率的に遂行できるよう、的確な業務の企画立案を行うとともに、市民や民間事業者と連携を図ることができ、市民に信頼され、地域に貢献できる職員の育成を目指し、任用制度の再構築の検討と併せて、ごみ収集処理業務を担う職員の人材育成計画を策定、推進する。

項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ごみ収集処理業務を担う職員の育成	 ○任用制度の再構築と人材育成計画の策定・推進					

(4) 委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立

① 市民による業務の評価と管理指導の仕組み

今後、委託による業務実施の比率が上昇していく中においても、業務の品質や市民満足度の更なる向上を図っていくため、「ごみ収集業務評価推進会議」の運営や「ごみ収集業務に関するアンケート調査」の定期的な実施等を通じて、客観的、多角的な評価の仕組みを充実させる。

また、委託事業者による業務遂行状況を掌握し、安全運転、安全作業の励行はもとより、常に質の高いサービス提供を確保する観点で、適切に指導できるよう、契約開始前の研修や日々の業務遂行状況の確認を強化するなど、管理指導機能を高めていく。

② 災害時等における委託事業者等との協働体制の確立

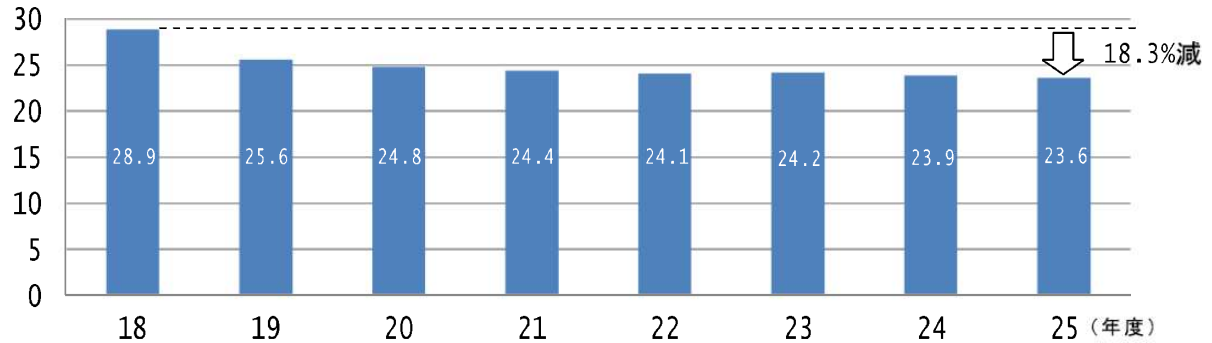
民間事業者との災害協定の締結や他都市との連携に加え，委託事業者との間においても，災害時の協力要請に関する協定の締結や契約条項を盛り込むなど，公共性の高い健全な委託事業者の育成を通じて，事前の危機管理対策を進める。これにより，災害等の不測の事態においても，直営体制と民間事業者等が協働し，必要なごみ収集処理サービスを継続して提供できるような体制を構築する。

項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
委託事業者の適切な 管理指導と協働体制 の確立	➔ ○客観的，多角的な評価の仕組みの充実 ○管理指導機能の向上 ○災害時等における委託事業者等との協働体制確立に向けた検討及び実施					

〈参考データ〉

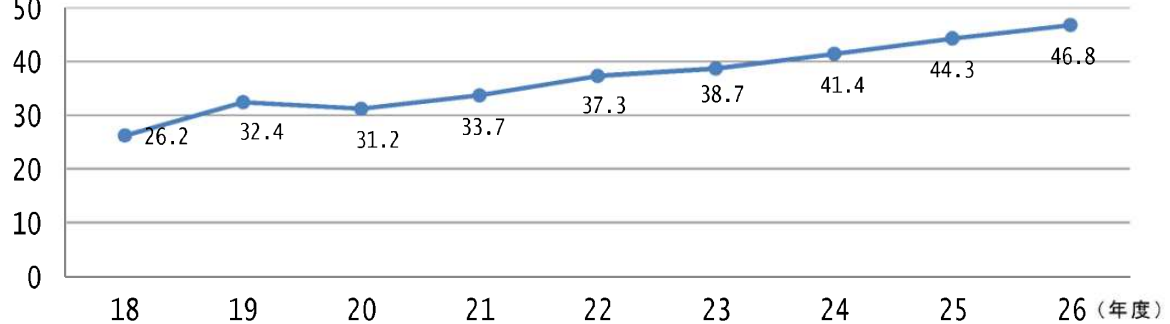
1 家庭ごみ量の推移

(万トン)



2 ごみ収集業務の委託化率の推移

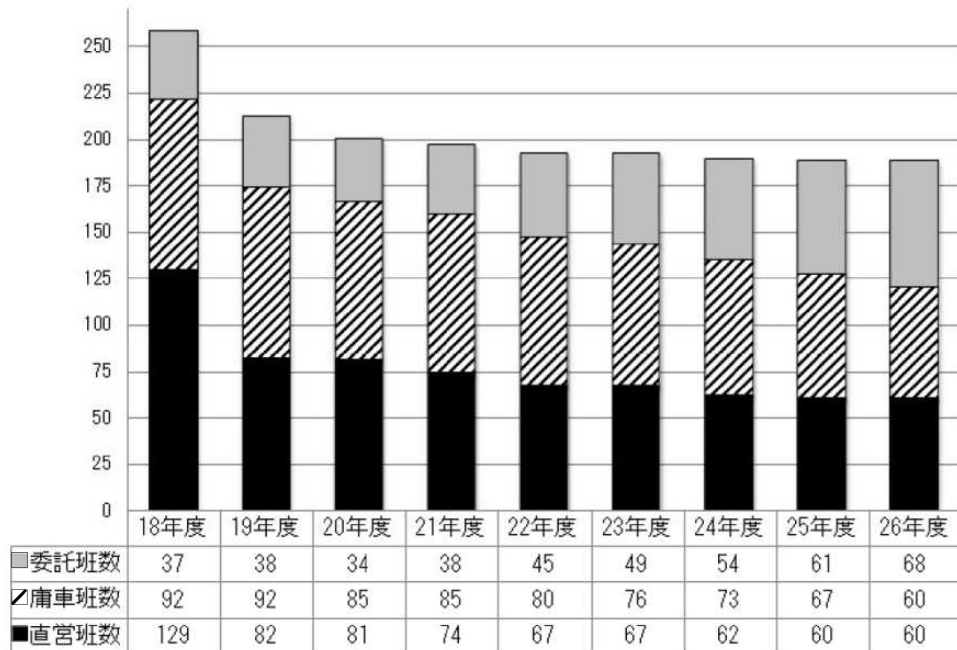
(%)



※ 「委託化率」は、作業人員のうち、委託人員（庸車運転手を含む。）が占める割合である。

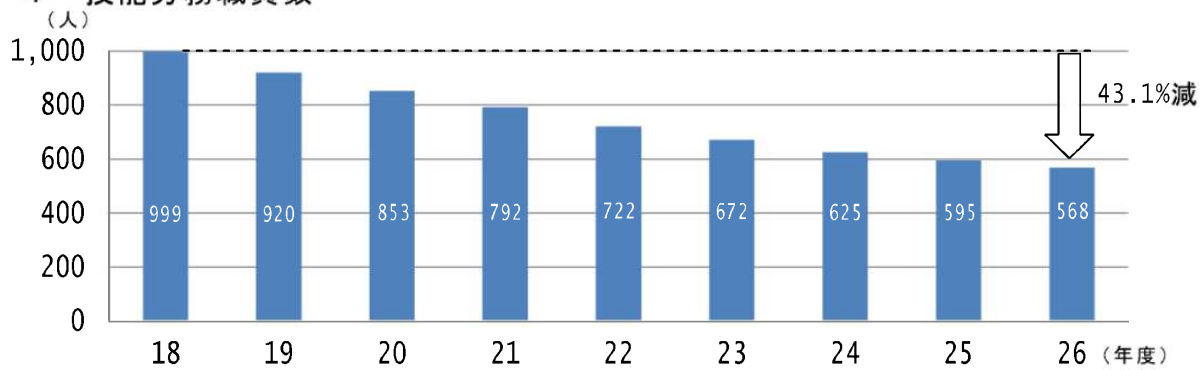
3 直営・庸車・委託及び収集班数の推移

(班数)



※ 「庸車」は、ごみ収集車の運送契約であり、車両及び運転手1名が委託業者、収集員2名が本市職員の体制で行う収集である。

4 技能労務職員数



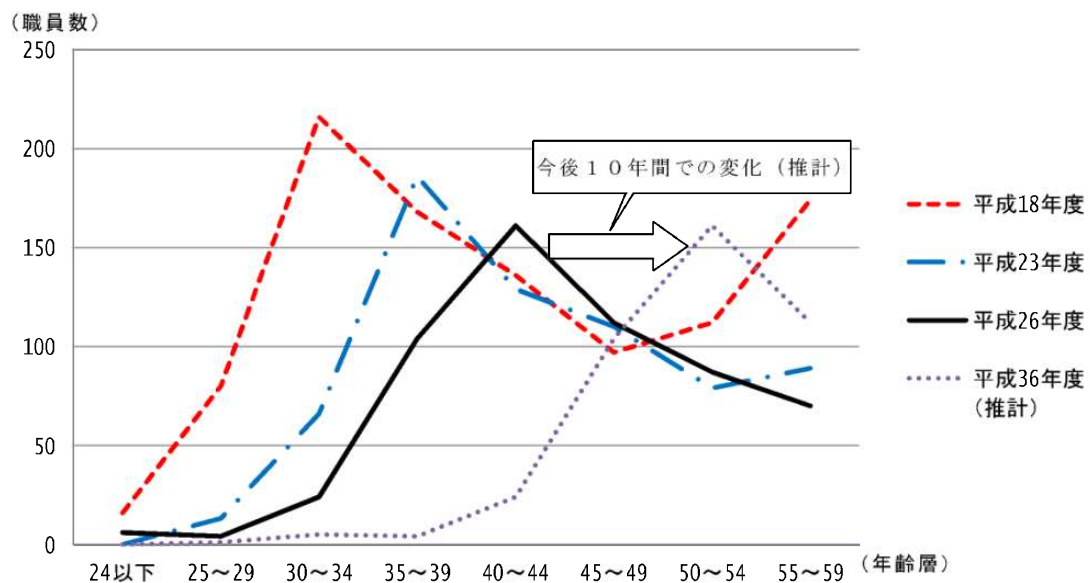
※ 作業長級以上の職員を除く。

5 技能労務職員の年齢構成の推移

		平成 18 年度		平成 23 年度		平成 26 年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
年 齢 層	24 以下	16	1. 6%	0	0. 0%	6	1. 1%
	25～29	80	8. 0%	13	1. 9%	4	0. 7%
	30～34	216	21. 6%	66	9. 8%	24	4. 2%
	35～39	168	16. 8%	186	27. 7%	104	18. 3%
	40～44	136	13. 6%	129	19. 2%	161	28. 3%
	45～49	97	9. 7%	110	16. 4%	112	19. 7%
	50～54	112	11. 2%	79	11. 8%	87	15. 3%
	55～59	174	17. 4%	89	13. 2%	70	12. 3%
合計		999	100. 0%	672	100. 0%	568	100. 0%

※ 1 作業長級以上の職員を除く。

※ 2 人数は各年度 5 月 1 日現在，年齢は各年度 4 月 1 日現在



※ 平成 3 6 年度 (推計) は，採用を実施せず，かつ，在籍職員全員が定年まで在職したと仮定した場合である。

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。

平成26年9月発行

京都市環境政策局環境企画部環境総務課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町 488 番地

TEL : 075-222-3450

FAX : 075-222-3426



京都市印刷物第263096号

まち美化事務所などにおけるごみ減量の取組について

ごみ減量の取組

(1) 古着類、古紙（新聞・ダンボール）・雑がみの回収

ア 拠点回収

(ア) 回収開始時期

	古着類	古紙・雑がみ
まち美化事務所(7 箇所)	平成23年11月	平成24年8月
エコまちステーション(14 箇所)	平成24年8月 (月2回程度)	平成24年8月 (月2回程度)
上京リサイクルステーション	平成22年4月	平成23年3月

(イ) 回収量推移（上記 22 箇所の合計）

年度	22	23	24	25	26
古紙・雑がみ(t)	0.7	33	87	257	279
古着類(t)	10	47	109	130	123

※ 平成26年度は、1月末実績

イ 雑がみの分別・リサイクルの全市展開

(ア) 取組の概要

次の3つの回収方法を柱とした、市民の皆様・古紙回収業者・行政の3者協働による京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を平成26年6月に全市で開始した。

- ・ 地域のコミュニティ回収
- ・ 古紙回収業者による回収
- ・ 「小型金属類・スプレー缶」の収集日・収集場所における回収

(イ) これまでの主な取組

〈周知・啓発〉

- ・ 市民しんぶんやチラシの全戸回覧、テレビCM等様々な媒体を用いた広報。
- ・ まち美化事務所による2,500回に及ぶ地域での説明の実施。

〈雑がみ保管袋の配布〉

市民の皆様に「雑がみとはどんなものか」、「どこに出せば回収されるのか」を知っていただき、各御家庭で分別を実践していただくため、「雑がみ保管袋」を作成し、市内全世帯に配布を行っている。

- ・ 配布時期：平成27年2月から3月末まで（地域によって時期は異なる）
- ・ 配布方法：京都市保健協議会連合会をはじめとする地域の皆様に御協力をいただき、配布を行っている。

(2) 移動式拠点回収の実施

まち美化事務所が学校や公園など、市民の皆様の身近な場所に出向き、資源物と石油類等の有害・危険ごみの回収を行っている。

平成26年11月からは、「資源物回収」については各元学区2年に1回から毎年実施へと取組を拡充した。

(単位：k g)

		平成26年度（1月末現在）			平成25年度
		（継続分） 有害・危険ごみ 及び資源物の回収	（拡充分） 資源物回収	総計	有害・危険ごみ及 び資源物の回収
実施回数		101	84	185	96
来場者数		10,683	1,887	12,570	9,898
資源物	① 古紙類	6,844.5	2,609.2	9,453.7	7,073.0
	② 雑がみ	2,102.5	677.3	2,779.8	890.0
	③ 紙パック	157.0	43.9	201.0	168.4
	④ 使用済てんぷら油	1,780.4	261.0	2,041.5	1,458.2
	⑤ 古着類	17,234.0	2,879.5	20,113.5	17,110.0
	⑥ 乾電池	2,235.2	773.6	3,008.8	2,306.7
	⑦ ボタン電池	20.5	1.9	22.4	7.1
	⑧ 充電式電池	97.0	8.3	105.3	133.7
	⑨ 蛍光管	1,545.7	504.9	2,050.5	1,720.7
	⑩ 水銀体温計・水銀血圧計	17.9	5.4	23.3	42.1
	⑪ 小型家電	3,204.1	466.6	3,670.7	4,717.3
	⑫ 記憶媒体類	6,419.3	1,752.9	8,172.2	8,274.4
	⑬ インクカートリッジ	421.0	46.8	467.8	170.2
	⑭ リユースびん	1,500.8	263.8	1,764.6	1,499.4
	⑮ 刃物類	454.3	106.0	560.3	478.1
	⑯ 使い捨てライター	356.3	60.3	416.6	294.6
	⑰ 陶磁器製の食器	8,490.3	2,254.8	10,745.1	7,911.1
	⑱ せん定枝	4,356.0	735.5	5,091.5	4,500.0
	計	57,236.8	13,451.6	70,688.4	58,755.0
有害・危険ごみ	石油類	5,711.9		5,711.9	6,708.6
	医薬品・農薬	1,255.8		1,255.8	1,099.7
	化学薬品・塗料・ワックス・ 絵の具	5,273.7		5,273.7	5,055.4
	洗浄剤	2,187.6		2,187.6	1,987.3
	中身の入ったカセットボン ベ・スプレー缶	5,122.6		5,122.6	4,971.8
	計	19,551.6	-	19,551.6	19,822.8
総計		76,788.4	13,451.6	90,240.0	78,577.8

(3) コミュニティ回収の拡大

地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙類や古着類、缶・びんなどの資源物を地域で集団回収していただくコミュニティ回収制度を実施している。

ア 助成制度開始・・・平成18年度

イ 取組の強化

雑がみ分別・リサイクルの全市展開に併せて、平成26年度から雑がみを必須の回収品目とするともに、まち美化事務所による地域アプローチを強化し、実施団体数の増加を目指している。

ウ 過去5年間実績（平成27年1月末実績）

年度	22	23	24	25	26
登録団体数	1,856	1,981	2,041	2,142	2,387
回収量（t）	18,257	18,986	19,067	19,398	集計中

(4) 使用済てんぷら油回収のペットボトル回収の実施

使用済てんぷら油の回収量を増加させるため、従前からのポリタンクでの回収に加え、区役所・支所等の行政施設や小学校等教育施設などにおいてペットボトル回収を新たに開始した。

ア 取組開始時期・・・平成26年11月

イ 回収実績（平成27年1月末実績）

年度	実施箇所数	回収量（L）
26	128	2,026

(5) マーケット回収の実施

商業施設等の駐車場等を活用した古紙類や古着類等の回収を実施する団体への助成制度を実施している。

ア 実施団体募集開始・・・平成24年7月

イ 登録団体・・・・・・・・・・9団体認定（平成27年1月末現在）

年度	行政区	実施団体	回収場所	回収日時
24	左京区	社団法人 京都ボランティア協会	生鮮館なかむら下鴨店	第1・3木曜 9時～13時
	中京区	中京区 身体障害者団体連合会	Bivi 二条	第2・4木曜 10時～14時
	南区	NPO 法人 京都市肢体障害者協会	ダイエー桂南店	第2・4火曜 10時～14時

	右京区	NPO 法人 加音	コープさかの	第1・3金曜 13時～17時
	洛西	NPO 法人 らくさいけあーねっと	境谷センター	第1・3水曜 12時～16時
25	上京区	北野商店街振興組合	佛教大学コミュニ ィキャンパス ゆい ま〜る	第1・3火曜 12時～16時
	東山区	今熊野商店街振興組合	今熊野商店街振興組 合コミュニティホー ル	第2・4水曜 10時～15時
	伏見区	伏見区 肢体障害者協会	伏見力の湯	第2・4金曜 10時～14時
26	醍醐	社会福祉法人 南山城学園	南山城学園 カフェ びらんだん前	第1・3土曜 11時～15時

ウ 回収量推移（平成26年9月末現在（上半期まで））

年度	回収量（t）				
	古紙類	古着類	缶・びん類	その他	合計
24	7	6	0.07	0.02	13.1
25	35.1	21	0.4	0.3	56.8
26	28.7	12.4	0.3	0.07	41.4

平成 26 年 4 月 1 日

京 都 市

平成 25 年度の業務履行に対する評価及び意見について（まとめ）

平成 26 年 3 月 13 日開催の第 9 回京都市ごみ収集業務評価推進会議において、平成 25 年中に実施した「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート結果とセルフチェック結果の比較」などに基づき、各委員から平成 25 年度の業務履行に対する評価や意見をいただいた。

アンケート調査結果などから基本的にはこれまでの様々な取組を積極的に評価していただいたが、課題に対する意見は次のとおりであり、今後のごみ収集業務等の改善に努めていく。

意見 1：交通事故防止の取組の強化

軽微な事故が増加しているが、重大な事故にもつながりかねない。職員への研修を継続的に実施すること。

また、職員が発生した事故事例を共有し、どうすれば事故を防止し、事故を減らすことができるのかという取組を行い、事故防止を徹底すること。

意見 2：委託業者への指導体制の強化

委託化を進めていくに当たり、委託業者の業務水準を確保していく必要がある。そのための指導体制や仕組みを確保すること。

意見 3：ごみ減量や分別に関する周知の徹底と市民との協働

ごみ減量や分別に関する広報については、積極的に行われており、今年度実施した雑がみの分別拡大に向けた社会実験においても、市民にごみ減量の効果を実感してもらっている。今後も雑がみだけでなく、プラスチック製容器・包装の分別についても引き続き周知を徹底していくこと。

また、市民ニーズに応えサービスの向上に努める一方、ごみ減量のために必要な施策については、着実に実行し、市民の理解と協力を得ながら進めていくこと。

意見 4：ごみ収集時における市民への配慮等

ごみ収集時において、市民への挨拶の励行や、歩行者や他の通行車両等への配慮について改善の余地があると思われるため、サービス向上の観点から検討すること。

「平成25年度の業務履行に対する評価・意見書」に対する本市の取組状況について

1 意見1 交通事故防止の取組の強化

軽微な事故が増加しているが、重大な事故にもつながりかねない。職員への研修を継続的に実施すること。

また、職員が発生した事故事例を共有し、どうすれば事故を防止し、事故を減らすことができるのかという取組を行い、事故防止を徹底すること。

交通事故防止の取組として、所轄警察署と連携して交通安全研修を実施しており、また、必要に応じて収集コース現場での通行指導を実施している。

事故の大小に関わらず、交通事故を起こした職員に対しては、個別に事故の原因分析や再発防止のための指導を行っている。また、各事業所に対しては、月ごとに事故の事例を周知徹底し、「多発している交通事故の事例」、「事故減少のための原因分析」等を示したうえで、安全運転対策の徹底を行っている。

2 意見2 委託業者への指導体制の強化

委託化を進めていくに当たり、委託業者の業務水準を確保していく必要がある。そのための指導体制や仕組みを確保すること。

市民アンケート調査結果にも示されるように、収集に関する設問における直営と委託の比較において、ほぼ同様の高い評価をいただいている。

まち美化事務所をはじめとする本市の委託業者への指導体制の下、安全運転、安全作業の励行はもとより、質の高いサービス提供が行われてきているものと考えている。

今年度についても受託開始前に研修を行うなど、委託業者への具体的な指導を行い、また収集中の事故について、事故原因を分析し、再発防止策を求めたりすることで、委託業者の安全作業に対する意識の向上につながるよう指導を行っている。

3 意見3 ごみ減量や分別に関する周知の徹底と市民との協働

ごみ減量や分別に関する広報については、積極的に行われており、今年度実施した雑がみの分別拡大に向けた社会実験においても、市民にごみ減量の効果を実感してもらっている。今後も雑がみだけでなく、プラスチック製容器・包装の分別についても引き続き周知を徹底していくこと。

また、市民ニーズに応えサービスの向上に努める一方、ごみ減量のために必要な施策については、着実に実行し、市民の理解と協力を得ながら進めていくこと。

○紙ごみのリサイクルの推進

「燃やすごみ」として家庭から年間約3.4万トンも出されている「雑がみ」の分別・リサイクルについて、平成25年度に実施した社会実験の結果を踏まえ、「コミュニティ回収」、「古紙回収業者による回収」及び「小型金属類・スプレー缶の収集日・収集場所における回収」の3つの回収方法を柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を平成26年6月に全市で開始した。

取組の拡大を図るため、市民しんぶんやチラシの全戸回覧、テレビCM等様々な媒体を用いた広報に加え、まち美化事務所による2,000回近い地域での説明の実施等により、周知啓発に努めるとともに、市民の皆様に雑がみの分別・リサイクルについて知っていただき、実践していただくため、「雑がみ保管袋」を作成し、平成27年2月から3月末にかけて、市内全世帯に配布を行っている。

○市民ニーズに応えたサービスの向上

資源物の回収の機会拡大に取り組んでおり、その一環として、まち美化事務所が地域に出向き資源物と有害・危険ごみを回収する移動式拠点回収事業を、これまで学区で2年に1回の実施であったが、有害・危険ごみを除く資源物の回収については、平成26年11月から学区で毎年実施するよう、事業の拡大を行った。

また、エコまちステーションが中心となり、地域のイベント等で臨時で資源物回収を実施するなどの取組も行っている。

加えて、市民に身近な場所で資源物の回収を行ってもらえるよう、常時3品目以上の資源物を回収する資源物回収拠点も設置しており、更なる拠点の増加を進めている。

○市民の理解と協力

保健協議会や自治連合会などの地縁組織の会合に出向き、職員手作りの分かりやすい資料を用いてごみの分別や減量の啓発を行っている。

エコまちステーションを中心に地域のイベントでごみ減量と分別に対する啓発などを目的としたブースを出展し、住民に直接働きかけを行っている。

まち美化事務所においても、職員が地域に出向き、地域のごみ減量活動等に関する取組状況の把握や、更なるコミュニティ回収の拡大に向けた地域への働きかけによる新規団体の立ち上げ、参加世帯数の拡大、「雑がみ」分別の協力要請を行っており、きめ細やかな地域へのごみ減量と分別に対する啓発・周知を行っている。

また、平成26年11月以降、マンション等の集合住宅や小学校など教育施設において、各家庭の使用済みてんぷら油をいつでも出せるようペットボトルでの回収の働きかけを行っている。

4 意見4 ごみ収集時における市民への配慮等

ごみ収集時において、市民への挨拶の励行や、歩行者や他の通行車両等への配慮について改善の余地があると思われるため、サービス向上の観点から検討すること。

市民に収集場所では会った際、作業員自ら声かけ、あいさつするといった対応をするよう心がけているが、市民アンケート調査結果からいまだに評価が低い状況である。

また、収集作業中にごみが飛び散るなどして他の車両や歩行者の通行の妨げになり、危ないと感じたとする場合はほとんどない状況であるが、「収集作業」が原因となっている事例や「収集車の運転」が原因となっている事例があることから、アンケートでの具体的な指摘を受け、見直していく必要がある。